

令和元年度第 1 3 回定例会

八王子市教育委員会議事録（公開）

日	時	令和元年 1 1 月 1 3 日（水）	午前 9 時 3 0 分
場	所	八王子市役所 議会棟 4 階	第 3 ・ 第 4 委員会室

第 1 3 回定例会議事日程

- 1 日 時 令和元年 1 1 月 1 3 日 (水) 午前 9 時 3 0 分
 - 2 場 所 八王子市役所 議会棟 4 階 第 3 ・ 第 4 委員会室
 - 3 会議に付すべき事件
 - 第 1 第 4 6 号議案 令和 2 年度八王子市一般会計予算 (教育委員会所掌分) の調製依頼について
 - 第 2 第 4 7 号議案 八王子市立学校教職員人事の内申について
 - 第 3 第 4 8 号議案 令和元年度八王子市教育委員会表彰について
 - 4 報告事項
 - ・ いじめを許さないまち八王子条例第 1 2 条第 4 項に基づく調査報告書に示された再発防止に向けた 8 つの提言に対する取組について
(教育総務課 ・ 教育支援課 ・ 指導課)
 - ・ 令和元年度 1 0 月補正予算について (学校教育政策課)
 - ・ 令和元年度 (2 0 1 9 年度) 青少年海外交流事業について
(生涯学習政策課)
 - ・ 令和 2 年成人式の開催について (生涯学習政策課)
-

出席者

教 育 長	安 間 英 潮
教育長職務代理者	柴 田 彩千子
委 員	笠 原 麻 里
委 員	伊 東 哲
委 員	川 島 弘 嗣

教育委員会事務局出席者

学 校 教 育 部 長	設 樂 惠
学校教育部指導担当部長	斉 藤 郁 央
学校給食施設整備担当課長	小 林 順 一
教 育 総 務 課 長	渡 邊 聡
学 校 教 育 政 策 課 長	橋 本 盛 重
学校複合施設整備課長	高 橋 健 司
施 設 管 理 課 長	松 土 和 広
保 健 給 食 課 長	田 倉 洋 一
教 育 支 援 課 長	山 田 光
指 導 課 長	大日向 由紀子
教 職 員 課 長	溝 部 和 祐
統 括 指 導 主 事	野 村 洋 介
統 括 指 導 主 事	上 野 和 広
生涯学習スポーツ部長	小 山 等
歴史文化構想担当課長	平 塚 裕 之
生涯学習政策課長	安 達 和 之
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	清 水 秀 樹
スポーツ施設管理課長	佐 藤 晴 久
学 習 支 援 課 長	新 堀 信 晃
文 化 財 課 長	菅 野 匡 彦
こ ども 科 学 館 長	遠 藤 讓 一
図 書 館 部 長	佐 藤 宏

中央図書館長	高野芳崇
生涯学習センター図書館長	新納泰隆
南大沢図書館長	中村東洋治
川口図書館長	成田俊雄
指導課指導主事	鈴木崇央
教育総務課主査	長井優治
教育支援課課長補佐兼主査	長田智久
学校教育政策課主査	持田勝
生涯学習政策課主査	塩澤宏幸
生涯学習政策課主査	落合茂樹
教育総務課主事	小山ちはる
教育総務課主事	池上光
教育総務課嘱託員	古瀬村温美

【午前9時30分開会】

安間教育長 おはようございます。大変お待たせいたしました。

本日の出席、現在4名で、笠原委員は少し遅れるという連絡がございますので、委員会は有効に成立をいたしました。

これより令和元年度第13回定例会を開会いたします。

本市では地球温暖化対策、省資源対策の一環として節電等に取り組んでおります。本定例会においても、照明の一部消灯を実施いたしておりますので、御理解いただきますよう、お願いいたします。

本日の議事録署名委員の指名をいたします。本日の議事録署名委員は、柴田彩千子委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

本日の議事でございますが、第46号議案はいまだ意思形成過程のため、第47号議案及び第48号議案は審議内容が個人情報に及ぶため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び第8項の規定により、非公開といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

安間教育長 御異議ないものと認めます。

それでは、議事を進行いたします。報告事項となります。教育総務課から報告願います。

渡邊教育総務課長 いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された再発防止に向けた8つの提言に対する取組について、報告申し上げます。詳細は、教育総務課、長井主査より説明いたします。

長井教育総務課主査 それでは、御説明いたします。

資料1の報告趣旨を御覧ください。本件は、令和元年8月30日に公表された八王子市教育委員会いじめ問題対策委員会の調査部会による、いじめを許さないまち八王子条例第12条第4項に基づく調査報告書に示された再発防止に向けた8つの提言を受け、学校、家庭、地域、教育委員会の取組の現状や課題を踏まえ、いじめ防止に向けた取組を強化するため、その具体的な取組内容について報告するものです。

2の報告内容ですが、実施目的は、学校、子どもへの支援体制の充実により、い

じめの防止等に関する組織的対応力の強化を図るものです。

8つの提言に関する現状と課題及び実施内容につきましては、別紙1を御覧ください。調査報告書による8つの提言それぞれについて、現状と課題に分けて把握し、課題に対する取組として、資料の一番右側の列に、いじめ防止に向けた取組の強化をテーマに、学校に対する支援、子どもに対する支援の大きく2つの枠組みのもとに、個別に全部で11の取組を設定しております。なお、各取組について、該当する提言の番号を末尾に記載しております。

11の取組のうち、学校に対する支援としては7つの取組を掲げております。1、スクールソーシャルワーカーの増員、2、スクールロイヤー制度の創設、3、学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築、4、楽しい学校生活を送るためのアンケート(Q-U)実施、5、児童・生徒が相談できる大人に関する調査による実態の把握、6、長期休業日前、長期休業日終了前の児童・生徒の状況の把握調査の実施、7、子ども見守りシートの活用による、学校と家庭の連携強化、以上です。

次に、子どもに対する支援としては、4つの取組を掲げております。1、小学5年生・中学1年生へのスクールカウンセラーによる全員面接の実施、2、小学6年生へのSNSの適切な使い方についての情報機器会社によるメディアリテラシー教育の実施、3、中学1年生へのいじめ防止プログラムやソーシャルスキルトレーニングなどの取組の実施、4、八王子市いのちを共に考える日の制定、以上です。

最初の報告事項資料にお戻りください。これらの実施内容のうち、令和元年度中に先行して実施する具体的な取組は、ア、学校に対する支援のうち、アからウのスクールソーシャルワーカーの増員、スクールロイヤー制度の創設による法律相談等の実施、学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築の3つとなります。これまでの取組を拡充するものや弁護士等の専門家の第三者的な視点を導入する新たな取組であり、連携により組織的に対応するとともに、保護者、地域、関係機関等の連携をより深め、市全体で子どもを見守り、いじめに係る問題に対処していくための取組となります。

その他の取組については既に実施をしているところですが、今後は内容を強化して、この取組を進めていきます。

新たに実施する3つの取組のうち、1つ目のスクールソーシャルワーカーの増員

について、御説明いたします。

別紙2を御覧ください。令和2年2月より、既に配置しているスクールソーシャルワーカーを、現在の6名体制から10名体制とするものです。定期的に学校を巡回する体制を強化することにより、不登校を切り口として、学校だけでは対応が困難なケースにおいて迅速に対応し、学校を支援する取組のさらなる充実を図るものです。

平成30年の本市の不登校児童・生徒数は前年比約1.39倍の700名に増加し、不登校の対応は多様化、困難化している状況にあり、支援の充実が求められております。また、前述のいじめ問題対策委員会調査部会による調査報告書で、いじめの関与が疑われる不登校といった不登校重大事態への対処として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人的資源の拡充、補強について提言されたことを受け、当初の予定より前倒しで対応するものです。具体的には、現在、スクールソーシャルワーカーの担当校は約18校となっておりますが、10名体制とすることで、1人当たりの担当校は約11校となり、学校への巡回相談回数も増加し、よりきめ細やかな学校支援が可能となります。

さらに、スクールソーシャルワーカーが関わる児童・生徒数も増えることから、不登校児童・生徒の将来の社会的自立に向けて、効果的な支援を行うことが可能となります。

追加で必要となる令和元年度の事業費は、嘱託員として採用するスクールソーシャルワーカーの報酬などで約270万円あまりとなっておりますが、事業費の3分の1については国庫補助を活用する予定です。

今後のスケジュールですが、12月中旬の市の広報により職員募集を開始し、令和2年2月からの任用開始を予定しております。

次に、2つ目のスクールロイヤー制度の創設による法律相談等の実施についてを御説明いたします。

これまでは、学校における解決が困難な問題について法的な対応が必要と思われるものは、市長部局の総務部法制課に配置されている法務専門員の弁護士に相談をしてきたところですが、学校教育や学校現場についての専門的な知識を有していないため、適切な助言を得るのが困難な状況でした。

このたび、スクールロイヤー制度を創設することにより、いじめ等の学校における問題について、スクールロイヤーとしての弁護士からの教育的な見地も踏まえながら、法的な助言を得ることや研修を実施することにより、問題の解決につなげていくものです。

別紙3を御覧ください。取組概要として、法律相談といじめ予防研修の2点を掲げておりますが、今月中に学校からの意見集約を行い、そのニーズも踏まえながら対応していきたいと考えているところです。

1点目の法律相談は、いじめや問題行動、保護者からの過剰な要求など、学校の指導範囲を超える対応困難な問題について、スクールロイヤーへの相談により、法的な助言などを受けることで、問題の迅速な解決や教員の負担軽減を図るものです。利用対象者は、市立小・中学校の校長、副校長、教員を予定しております。謝礼の金額は、弁護士への一般的な時間当たりの相談費用と同額です。

2点目のいじめ予防研修も、市立小・中学校の校長、副校長、教員を対象として実施するものです。スクールロイヤーによる人権尊重の重要性や、いじめの法律上の扱いなどを内容とした研修を行うものですが、研修テーマについても、学校からの要望も参考にしながら検討していきたいと考えております。謝礼の金額は、市の内部での一般的な基準に基づくものです。

今後の予定ですが、12月中に小・中学校校長向けの事業説明を行い、法律相談は令和2年1月中の受付開始を予定し、いじめ予防研修の実施は令和2年2月以降を予定しております。

次に、3つ目の学校心理士スーパーバイザーによる相談体制の構築について、御説明いたします。

別紙4を御覧ください。こちら、学校心理士スーパーバイザーの学校心理学の専門的知識と技能を活かし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの対応案件に対する指導・助言を行うことや、また、個々のケースについて事例として還元するなど、各学校の共通での対応、支援を可能にするための相談体制を構築するものです。具体的な取組としては、2点ございます。

1点目は、指導・助言を行うために、学校の対応事例をもとにしたスクールカウンセラー研修を実施します。これは、スクールカウンセラーが事例に対してグルー

プワークによる検討を行い、対応についてスーパーバイザーから指導・助言を受ける内容となります。実施日については、スクールカウンセラーの勤務する曜日に合わせ、月曜日勤務者の研修日、火曜日勤務者の研修日というように、曜日ごとの研修日を月曜日から金曜日までの各曜日に2回ずつ、年間で10回の研修を実施したいと考えております。

2点目は、スーパーバイザーを交えた個別のケース会議の実施です。こちらは各学校において、相談を必要とする学校が相談日と指定されている日に相談の希望を出し、スーパーバイザーとスクールソーシャルワーカーが該当校を訪問して、スクールカウンセラー及び学校関係者を交えた協議を行うものとなっております。ここで実施された相談は、今後の対応に活かしていく情報として、対応記録を作成いたします。

この個別のケース会議は、開催日を月1回設定し、年間で12回の実施を予定しております。今年度の事業費については、学校心理士スーパーバイザーの報酬などとして、5万4,000円をあてる予定です。

今後の予定ですが、スクールロイヤーと同様に、12月中に小・中学校校長向けの事業説明を行います。スクールカウンセラー研修については、今年度中の先行実施として令和2年の1月と2月に1回ずつ実施する予定で、個別ケース会議については、令和2年4月からの開催予定となります。

説明は上でございます。

安間教育長　　只今、教育総務課からの報告は終わりました。

まずは、本件について御質疑はございませんか。

柴田委員　　八王子の子どもをいじめから守るため、そして、教職員が働きやすい環境を作るためのさまざまな取組がこれから充実していくということを、まずは応援したいというふうに思います。

質問なのですが、スクールソーシャルワーカーを増員するということで、別紙の2の資料の3番の事業効果というところを見ると、きめ細やかなスクールソーシャルワーカーのアドバイス対応というものが充実していることが明らかなのですが、訪問回数のその他という点について、これは、具体的にどういうところに訪問をするということになるのでしょうか。

長田教育支援課課長補佐兼主査 訪問回数のその他に関しましては、このスクールソーシャルワーカーが個別に研修に行ったものになります。それぞれのケースに必要とされる研修が、色々な場所で行われておりますので、そちらの研修に参加した回数になっております。

柴田委員 分かりました。ありがとうございます。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

ここの4つの提言、総合教育会議などでも、市長と相談をしながら作っていった、非常に重要な、大切な取組ではないかというふうに思っています。

この8つの提言を実際に実施して、それがどの程度成果があったか、事業の成果検証ですね。また、PDCAサイクルに基づいて、この事業を課題があったらどこか直していかなければいけないとか、そういうような定期的な見直しのようなもの。

そういう意味で、この8つの取組を実際に運用していくのであれば、それぞれの学校単位、あるいは教育委員会の中で、この事業をちゃんとウオッチしていく、そういう仕組みがあったほうがいいと思いますし、これをやる前とやってからでどういふふうに変ってきたのかということ、しっかりと確認できるような体制作りというものが必要かと思いますが、そのあたりについては、どういふふうにお考えになられているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

上野統括指導主事 今、伊東委員からお話がありましたように、これからこの8つの提言を受けた取組を実施してまいりたいと思います。まずできるところからということで実施をさせていただくのですが、やはり進めていく中で、各学校の実態、また、子どもたちの状況によって、さらに改善ですとか見直しが必要なところは、もちろんあるかと思いますが。校長会等から意見をいただいたりですとか、また、私どもが学校を伺う中で、改善点というのがあれば真摯に受けとめて、すぐに改善しながら、PDCAサイクルにのっかって、次につなげていきたいなというふうに考えております。

伊東委員 ありがとうございました。

せっかくこういう取組をやって、それがただ単に旗を上げただけで終わらせてはいけない。特に、この問題というのは、絶対に、二度とこういふことが起きないようにしていくということであるならば、そのあたりについて、この事業を展開す

るのと同じくらい、そういう管理体制をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

その中で働き方改革もありますから、教員や学校の負担等にならない程度に、うまくシステム作りができるとありがたいかなというふうに思っております。

安間教育長 ありがとうございます。

他にございましょうか。

川島委員 私も、ちょっと教えていただきたいのが2点ありまして、まず1点目なのですが、先ほど、柴田委員のほうから伺いがあったと思うのですが、年間の活動報告、これ回数が平成27年度からうたってあるのですが、ちなみに、これ例えば27年度はSSWが何名だよというのがないと、1人あたりというか、その負荷が分かるのかなと思いますし、ちょっとそれを教えていただきたいのが1つ。

あと、スクールロイヤー制度のほうなのですが、予防研修のほうは良いと思うのですが、先ほど伊東先生が言われたように、旗は立ったけど使いにくいということであっては困るので、相談するのをためらわないで相談できる制度というか、目安というか、そこをうまく学校側と調整をしていただけたらなと思っております。

以上です。

長田教育支援課課長補佐兼主査 1つ目の御質問にお答えいたします。SSWの人数ですが、平成27年度と28年度は3名体制です。29年度、30年度は4名体制、令和元年度が6名体制となっております。

ただし、29年度は4名体制だったのですが、年度途中で1名退職者がございまして、代替の臨時職員での対応となりましたので、若干30年度と比べて、活動件数は低くなっております。

以上です。

川島委員 ありがとうございます。

渡邊教育総務課長 現在、総務部法制課のほうで実施をしております法務専門員による法律相談は、週2回実施をしております、相談を受ける対象が校長先生、副校長先生と限定しているところから、この2年間で6件程度の案件しかございません

でした。

ただし、その6件に関しては、校長先生、副校長先生から、とても顕著な相談効果を得られたと、感謝の言葉をいただいている現実があります。

そこで、今、今月中に、各学校でどういう形であれば使い勝手がいい制度になるのか、実効性がある制度になるのか、意見を賜っているところです。それを反映させた制度としたいと考えております。

川島委員 ありがとうございます。

安間教育長 よろしゅうございますか。

川島委員 ぜひ、そうしていただければと思います。

伊東委員 別紙4について、ちょっと質問をしたいのですが、学校心理士スーパーバイザーについてですが、ちょっと御説明を聞き逃したのかもしれないのですが、学校心理士スーパーバイザーとして講師に来る人というのは、どういう人が来るのかということと、それから、その学校心理士スーパーバイザーへの報酬等の5万4,000円とあるのですが、これは1回あたりなのか、1時間あたりなのか、あるいは年間を通してなのか、そのあたりがスクールロイヤーのところで書き方が違うので、教えていただければと思います。

鈴木指導課指導主事 まず、1つ目の質問に対してでございます。学校心理士スーパーバイザーですが、医療、心理の専門家の、医療に関わる方を講師としてお迎えすることを予定しております。

そして、2つ目ですが、報酬の5万4,000円に関してですが、講師謝礼金等支払い基準、市の支払い基準等にのっとりまして、1時間あたり1万3,000円の支給で考えております。つまり、これは、およそ2回分、4時間分の謝礼となっております。

安間教育長 今年度は、ということですね。

鈴木指導課指導主事 はい、令和元年度になります。

上野統括指導主事 今の指導主事の説明に若干補足をさせていただきますと、御指導いただく講師につきましては、医療に関わっている児童精神医学の医師ですとか、あとは臨床心理士ですとか、あらゆる視点からの御指導をいただくことは必要かと考えておりますので、今、その御指導をいただく方々につきましては、こちらのほ

うでお声かけをさせていただいて、人選を進めているところでございます。

伊東委員 ありがとうございます。

安間教育長 よろしゅうございましょうか。

それでは、幾つか御質問という形でしたけども、ぜひ、参考にして進めてください。特に、川島委員からお話のあったような学校のニーズにちゃんと即したものを作ってあげないと、こちらが型を決めてもしようがないですから、ぜひ、しっかりと学校の意見を聞いてもらいたい。

私のほうから、これは質疑というよりも、要望を申し上げておきます。

まず1点目、一番大きな話として、これら、アとイの取組というものは、教育委員会ができる範囲で施策として打ち出すものでありますが、大もとの根本のところというのは、やっぱり学校の取組なのですね。

従って、指導課のほうは、先日、私、校長会でも校長先生たちにお話をしましたけれども、いじめの発見件数、認知件数というものをもっともっと高めていくという、その努力を不断にしてもらいたい。そして、なおかつ、そこにいっぱいいっぱい出てきて、その全てに全力投球するのではなくて、それを見きわめるちゃんとした基準を持ってもらいたい。具体的に、私は、そこではパワーバランスの話と、それと、偏った正義感の話をしました。あの話を、ぜひ、各学校に周知するなどしてほしい。この施策の一番大もとの基盤は、学校の指導ですから、それに関する助言をこれからも継続して、あらゆる機会で行ってもらいたい。これが一番大きな要望の1つです。

その上で、各施策について念を押すといいですか、確認しておきます。

まず、学校に対する支援の(ア)と(ウ)について。今回、学校心理士スーパーバイザーを設置して、相談体制を作った。この学校心理士スーパーバイザーというのは、いわば、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーや学校、この三者をコーディネートする、指導する役割なのだと。その位置関係を明確にしておいてもらいたい。

従って、スクールソーシャルワーカーは学校を訪問して、学校の不登校の状態を知って、その状況を把握するという存在ではないのだということ。スクールソーシャルワーカーは、できる限り家庭訪問をしてもらいたい。それがスクールソーシャ

ルワーカーの役割なんだというふうに、改めて徹底してもらいたいです。

また、学校にスクールカウンセラーがいますけれども、子どもから相談が来なければ、相談は受けない。それが、今や常態化しちゃっているのだろうと思うんですけど、いや、もうそういう時代ではないのだと。自分のほうから積極的に、悩んでいる子だとか、そういったものにどんどんどんどん関わっていくような体制になってもらいたい。

スクールソーシャルワーカーも同じで、学校を巡回して状況を把握しましたという、その役割だけだったら誰でもいいわけで、専門家である以上、その子どもたちのところに家庭訪問をしていただいて、それで、具体的な事例として扱って、対処をしてもらおう。そういう存在なのだという役割を、もう一回明確にしてもらいたい。それで、その人たちが具体的に対応に悩んだ時に、この学校心理士スーパーバイザーがいて、コーディネートをするのだと。

ぜひ、この体制についてはもう、事務局が揺れ動かないように、それぞれの方々には、そういう役割なのだよということをしっかりと徹底してもらいたい。

次に、スクールロイヤー制度に関してですけども、御説明の中で教員の負担の軽減という言葉があったけど、それは目的ではないということ、スクールロイヤー制度があったとしても、対応するのは学校ですから。要は、先ほど教育総務課長から話があったとおり、学校が自信を持って対応できるようにするための制度なのだ。説明の仕方については、ぜひ、そのことを常に念頭に置いてやってもらいたい。というのも、学校や教員の負担を、となると、まるでそういったものについて、はい、ではスクールロイヤーがいますから、そちらにと、そういう安易な、具体的な対応を委ねてしまうような、そんな印象を持たれてしまいますから。当然、そういう制度ではないわけですから、説明については、ぜひそうしていただきたい。

それから、Q - Uについてです。これはもう1年前から始めているわけですから、そろそろ、先ほど伊東委員の話があったとおり、成果を明確にしておかなければいけない。この場合の成果というのは、数値ではないと思います。Q - Uで、こういう状態の子どもに対して、A小学校では、こういう手だてを打ちましたという事例を集めること。Q - Uの結果でこういう状態だったから、こういう対応をして、こうなりましたと、その事例をいっぱい集めること。これが、このQ - Uに関する成

果のまとめなのだろうと思いますから、それはもう1年たとうとしているのですから、令和元度末には確実にできているようにしてもらいたい。

次に、相談できる大人に関する調査については、実態に応じて学校がフォローをしてくれていると思いますけれども、そのフォローの仕方、それをしっかりと集めてください。第1回目の調査では何人いました。その結果として、どういう面談をして、どういうふうにして、どう変わりました、そこまでしっかりと把握をしてもらいたい。

それぞれ、エとオについては、今言ったような成果をまとめる時期であるということ、念を押しておきます。

カとキについては、これは確実な記録として残してもらいたい。1個学校の中でファイルを作って、それは、いつでも指導課として閲覧できるような状態にしておいてもらう。そのようなことが必要なのだろうなということでもあります。

いずれにしても、これも校長会で話した話ですけれども、具体的な、ある事例が学校で発生をした。そうしたら、保護者とそれについての状況を話し合っ、今後こういうふうに来ますよと、お医者さんの診断と一緒にですね。こういう症状ですよ、これからこういう手だてを打つつもりですよという説明の時間を必ず設ける。そこで、必ず納得と合意を得ておくこと。結果として、その手だてを打った後でこうなりましたという報告をすること。そして、その報告内容について、また同様に納得と合意を得ること。このサイクルについては、ぜひ確立をするように。学校は、どうしても記録が曖昧になってしまったりするところがありますから、今言った流れを確実にまとめておいてもらいたいというふうに思います。

最後に、子どもに対する支援についてですけれども、前から申し上げているとおり、専門家が外部の人材として子どもたちに直接指導するということは、ものすごく大事なことです。

先日、ある区の取組を視察する機会がありまして、見てきたのですけれども、その区では、NPO法人と連携をして、そこから一人の職員を学校の指導用の指導者として確保して、その方が全校を回って、この子どもたちにいじめ予防プログラムを実施しています。土曜日の公開授業でやっていたけれども、1時間目に1年生、2時間目に2年生、3時間目に3年生という形で、全校生徒にやっていた。

中身は、非常に具体的で、いじめのこういった状態があった時にどう対処するかという、本当に具体的な行動の仕方、そして、その意味を伝えるような授業でした。

ぜひ、このメディアリテラシーの問題にしても、いじめ防止プログラムにしても、いじめというのはいけないんですよ、法律的にこうなのですよという知識理解ではなく、具体的な対処方法を子どもたちに指導する、そのようなこのプログラムを確立して、全児童・生徒、特定の学年に対してできるように徹底してもらいたいと思います。

恐らく、そういう指導を中学1年生で子どもたちが受けると、他の教員もそれを見ているでしょうから、学校の先生たちというのは、人が指導しているのを見ると、見よう見まねで同じようなことができるようになるのですね。だから、非常に良いし、私は教員研修にもなると思っている。だから、中学1年生で自分のクラスの子どもたちがそういうような具体的な対処方法に関する授業を受けた、それを見ていた教員は、自分でもちょっと見よう見まねでできるようになって、中2、中3でも自分の学級でできるようになる。それが、この事業の成果なのだろうなというふうに思いますから、ぜひそこをしっかりとってください。

8つの提言に対する取組という重要なことなので注文を出しておきましたけれども、今の点は、確実に事務局のほうで進めていただきたい。

以上です。

安間教育長　それでは、続きまして、学校教育政策課から報告をお願いします。

橋本学校教育政策課長　それでは、令和元年度10月補正予算につきまして、担当の持田主査から御説明いたします。

持田学校教育政策課主査　それでは、説明させていただきます。

10月補正予算につきましては、台風第19号により被災した施設の復旧等を行うに当たり特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和元年10月28日に、市長が専決処分したものでございます。

お手元の資料を御覧ください。教育委員会所掌分につきましては、城山小学校、恩方中学校を初めとした学校施設及び国史跡八王子城跡の復旧に要する経費として、

9,078万円を計上しております。

なお、資料にはございませんが、本件を初め、台風第19号関連で市全体の補正予算の規模は、一般会計総額で20億7,800万円となっております。

説明は以上でございます。

安間教育長 只今、学校教育政策課からの報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

確認なのですが、学校施設修繕料の対象、第一小学校ほかというのは、これは一気に、懸案であった雨漏りとかなんかを直していただけると、そういうことですよね。

松土施設管理課長 雨漏りはもちろんですけども、それ以外に排水の関係ですとか、電気系統ですとか、そういった修繕を含めて対応させていただきます。

安間教育長 ありがとうございます。

もう1点、八王子城跡のほうは、復旧の見通しというのはどれぐらいになるのでしょうか。

菅野文化財課長 八王子城跡につきましては、これ以外にも先日報告させていただきましたが、全部で大きく6か所あるうちの、今回はこの2か所となっております。この2か所は、いずれも八王子市の土地、あるいは八王子市の持ち物だろうと考えられるものなので、比較的調整が少なく済むので、まずは緊急に上げたというものになります。ただ、いずれも文化庁の許可が必要であり、今回斜面が崩れたことによりまして、一部発掘を新たにしなければいけないようなこともあります。

また、橋については、他の地権者との調整もございますので、まずこの2本については令和元年度内にももちろん行いますが、他のものについては、林野庁や東京都など関係機関との調整もありますので、今、いつというふうに言い切れないのですが、御理解いただきたいと思います。

あと、こちらにございませんが、林道が崩れていましたが、これについては林野庁との調整により既に仮復旧し、御主殿までのルートについては確保して、見学にも供している状況でございます。

安間教育長 頑張って復旧してください。

よろしゅうございましょうか。

それでは、報告として承らせていただきます。

安間教育長　　続きまして、生涯学習政策課から、2件続けて報告をお願いします。

安達生涯学習政策課長　　令和元年度の青少年海外交流事業についてですが、12月26日から29日まで、台湾の高雄市に行ってまいります。

詳細につきましては、生涯学習政策課主査、塩澤から説明いたします。

塩澤生涯学習政策課主査　　それでは、お手元の資料の2、報告内容を御覧ください。

事業の内容ですが、海外友好都市との間でスポーツを通じた青少年の派遣交流を行い、友好親善を深めるとともに、国際的視野を持った青少年の育成を図ることを目的に実施しております。

続きまして、派遣先は台湾の高雄市、交流内容はバスケットボールによる交流のほか、現地中学校において授業を通じた交流を行います。

続きまして、日程についてです。今回、試行実施といたしまして、参加者が事前に英会話に触れる機会を与えることを目的に、11月30日(土)に、事前研修といたしまして、TOKYO GLOBAL GATEWAYの初級プログラムに参加いたします。12月7日(土)には結団式を行い、委嘱状交付のほか、オリエンテーションを行います。

高雄市への派遣については、12月26日(木)から29日(日)までの3泊4日となります。このうち、27日と28日の2日間、高雄市七賢中学校と交流試合を実施し、27日の試合終了後に七賢中学校において授業を通じた交流を行います。

事業終了後、令和2年1月28日(火)から2月2日(日)までの間、八王子駅南口総合事務所多目的スペースで、パネル展を開催します。

続きまして、派遣団員につきましては、中学生16名、内訳といたしまして、男女各8名を八王子市中学校体育連盟、以下、中体連とさせていただきます。中体連バスケットボール部より選抜していただいております。内訳は御覧のとおりとなります。

裏面を御覧ください。続きまして、引率者となります。事務局4名、教員3名、計7名でございます。まず、事務局は、派遣団長として小山等生涯学習スポーツ部長、事務局長として安達和之生涯学習政策課長、事務局員として柿木美穂生涯学習

政策課主任、通訳として増谷美佑季多文化共生推進課嘱託員の4名となります。また、教員は、中体連会長の打越中学校、市場陽一郎校長のほか、中体連理事長の第一中学校、福島紀史主幹教諭、中体連バスケットボール部部長の倉光通公主任教諭の3名となります。

続きまして、参加費用は、青少年海外派遣基金を活用するため、無料としております。

続きまして、3、参考として記載しましたが、去る10月26日に実施しました青少年海外交流事業成果発表会の様子でございます。これは、昨年度に実施しました青少年海外交流事業とジュニア国際フレンド訪問団の参加者に海外交流で体験した内容を発表していただき、他中学生や参加者に事業の周知を図りました。10月26日(土)に、生涯学習センタークリエイトホールにて3部構成で行いました。第1部は、国際協力機構の職員であります浦輝大氏による講演。第2部は、昨年度の青少年海外交流事業ジュニア国際フレンド訪問団として参加した中学生4名による発表。そして、第3部は、第1部と第2部の登壇者と、ファシリテーターに学習支援委員の貴家由美子氏を迎え、パネルディスカッションを行いました。

来場者数は45名で、海外に勉強として行ってみたいという声や、発表を聞いて、海外でコミュニケーションを積極的に取ってみたいとの感想のほか、海外で活躍するためには、ボランティア精神やコミュニケーション能力を持つことといった感想がございました。

今回の発表会の開催により、交流事業の参加者の体験談や海外交流で活躍されている方のお話を聞くことができ、青少年の国際交流や国際理解の関心につなげることができました。

発表会の当日については、写真のとおりでございます。

また、資料にはございませんが、現在、令和2年度以降の青少年海外交流事業について検討を進めております。これまでのスポーツ交流と読書の交流の2つの事業を1つに統合し、海外交流に意欲があり、将来に活かす意思のある中学生を公募するとともに、英会話を中心とした事前研修と交流の充実や成果発表会の開催などの方向で検討しております。

説明は以上となります。

安間教育長 只今報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。

伊東委員 御説明ありがとうございました。

前々からお話ししているように、青少年の海外交流事業、とても大切な事業なので、どんどん拡大をしていただきたいなというふうには思っているのですが、その中で素朴な疑問なのですけれども、11月30日のTOKYO GLOBAL GATEWAYに行って英会話に触れる研修というのがあるのですが、英会話もいいのですけれども、台湾に行くのだったら、台湾で話されている中国語とか、そういった研修をしたほうがいいのではないかなと素朴に思ったのですが、そのあたりはどうお考えになられているのかなと。

塩澤生涯学習政策課主査 中国語の学習につきましては、12月7日の結団式の際のオリエンテーションにおきまして、中国語の会話ができる職員が私どものほうにおりますので、そちらを講師として、中国語の学習を予定しております。

安達生涯学習政策課長 この海外交流にあたって、確かに台湾なので中国語でいくか、英語でいくかという悩みがあるのですけれども、1つは、やはり中学生になって英語を学んでいるということを踏まえて、その英語を活かす場として英語が1つ考えられると。

それからもう1つは、台湾のほうでも第2外国語として英語を学んでいるということがありまして、その英語の学びは、日本よりもはるかに進んでいて、英語で授業を行っているという場面がありますので、そういう点では、同じ第2外国語同士の英語でコミュニケーションをとるということで、今、中学生が学んでいる英語が世界でどこでも結構通用するというような体験にもなるのかなと。

そのようなことで、台湾で中国語ではありますが、最小限の中国語、挨拶程度はできるようにするとしても、コミュニケーションのツールとして英語を使っていこうかなということで今、考えております。

安間教育長 よろしゅうございますか。

伊東委員 お話の趣旨は十分分かりました。せっかく台湾に行って、台湾という国や地域を尊重するのであれば、英語ももちろんそうですけれども、できるだけ多くの現地の言語、勉強をしていくというのも、国際儀礼としては大切なのではないかな

という意味で、お話をさせていただきました。

安間教育長 他にございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、私のほうから1点。笠原委員からの御提案が活かされて、こういうようにT O K Y O G L O B A L G A T E W A Yに行くようになったのは、本当に大進歩だと思います。

今、伊東委員からのお話にありました、オリエンテーションで向こうの言葉を覚えて話をするというのは非常に重要なことだろうと思います。それは一般教養としてです。ただ、全世界と共通言語というのは、やはりどう考えても英語ですから、そちらのコミュニケーション能力を高めるというのは非常に重要なことだろうなというふうに思います。

その上で、先ほど、資料にはないけれどもと言いましたけれども、かつて、何度もこの席でもお話をさせていただいたように、この青少年海外交流事業をこうやって統合して、まさに、この海外交流事業として実施をしていこうというコンセプトでお考えいただいているのは本当にありがたいと思いますから、令和2年度に向けて、しっかりと構築をしてください。

ただ、一方で、我々が、派遣事業の中身を変えていくのだとするならば、もし相手側の方が、かつてのスポーツ交流のような感じで、今回でいうなら、バスケットの強豪と強豪が交流で対戦をするようなスポーツ派遣ではないのだということを、我々の派遣の意図が変わったのですよということを相手方にしっかりと伝えておかないと、その前の年の剣道にしても、向こうで剣道を頑張っている子が日本の剣道をやっている子に挑戦するというようなコンセプトになってしまうと、ちょっとこれは、多分、今後の交流事業の趣旨とは違ってきてしまうので。スポーツはあくまでも、その中の1つのアイテムなのであって、肝心なのは交流のほうなのだという、そこら辺の意図を、こちら側の意図を明確に相手に伝えるようにしていただきたいというふうに思います。

では、体調に気をつけて行ってらっしゃいませ。

安間教育長 それでは、引き続きまして、生涯学習政策課から報告をお願いします。

安達生涯学習政策課長 令和2年成人式の開催についてですが、今年度は、1月13

日（月）の成人の日に、オリンパスホール八王子で実施いたします。

詳細につきましては、生涯学習政策課主査、落合から説明いたします。

落合生涯学習政策課主査　それでは、お手元の資料に沿って御説明いたします。

まず、報告趣旨についてですが、新成人に対して、大人としての責任の自覚を促すとともに、新しく成人となった若者を祝い、励ますことを目的として成人式を開催いたします。本日は、その概要を報告するものです。

続きまして、内容につきまして4つに分けて御説明いたします。

1点目は、日程・会場についてです。日程は令和2年1月13日（月）成人の日、会場はオリンパスホール八王子です。前年と同じく、2回に分けての開催となります。第1回は10時から11時、第2回は12時30分から13時30分としております。また、対象者への案内通知には、お住まいの市立中学校の学区ごとの住所地で区分し、参加回を指定しておりますが、指定した参加回以外での出席も可能としております。

2点目は、対象者です。平成11年4月2日から平成12年4月1日生まれの7,564名です。想定参加人数は前回出席率で計算し、約3,500人を見込んでおります。

3点目は、運営方式、成人式実行委員会についてです。実行委員会形式で企画・運営をしております。今年の成人式実行委員会は9名、うち新成人が1名です。

4点目は、プログラムについてです。2部制といたしまして、第1部を式典の部、第2部をアトラクションの部とし、所要時間は各30分、計1時間を予定しております。式典の部では、東京都立八王子東高等学校コーラス部によります国歌・市歌の斉唱、新成人のことばなどを実施いたします。また、アトラクションの部につきましては、著名人によるビデオメッセージと八王子学園八王子高等学校吹奏楽部による吹奏楽演奏を予定しております。

最後に、今後の予定についてです。12月上旬に、対象者への案内はがきを発送いたします。また、出席できなかった新成人や保護者等の方にも御覧いただけるように、令和2年1月28日から2月2日までの期間で、成人式の模様をパネルにした展示を八王子駅南口総合事務所多目的スペースにて開催いたします。

説明は以上でございます。

安間教育長　　只今報告は終わりました。

本件について御質疑はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、報告として承らせていただきたいと思います。

安間教育長　　これで、公開の審議は終わりますが、委員の方から何かございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ここで暫時休憩にいたします。なお、休憩後は非公開となりますので、傍聴の方は退席をお願いします。

再開は10時半とさせていただきます。

【午前10時17分閉会】